苅田港における 入出港船舶の運航調整ガイドライン

改正 令和3年1月

福岡県苅田港務所

目次

1.		運	航調整の概要	1
	1.	1	目的	1
	1.	2	業務実施者	1
	1.	3	組織	1
	1.	4	基本方針	1
2.		運	航調整に係る諸手続き等	2
	2.	1	運航調整に必要な情報	2
	2.	2	港湾関係者からの情報	2
	2.	3	本船からの情報	4
3.		運	·····································	6
			運航調整の対象となるケース	
			用語の定義	
			対象船舶	
			対象水域	
		-	運航調整の基本ルール	
	•		3.5.1 喫水による調整	
			3.5.2 航路入口付近の調整	
			3.5.3 小型船舶への協力依頼	
			3.5.4 その他 (港則法の準用航法)	
4.		7	.出港の中止及び停泊、錨泊の禁止1	
•			、出港の中止及び停泊、	
			港内及び航路内での停泊及び錨泊の禁止(入出港基準等)	
			北九州空港周辺海域における荒天時の錨泊自粛について(第7管区海上保安部)1	
5.			-Bil	
J.		-11	- 見り	-1

1. 運航調整の概要

1.1 目的

苅田港の港湾施設の円滑な利用と入出港船舶の安全航行を図ることを目的とする。

1.2 業務実施者

運航調整業務は「福岡県苅田港務所」が行う。なお、実務は「苅田港安全航行支援業務」を受託している株式会社東洋信号通信社が組織を設立して行う。

1.3 組織

(1) 名称: 苅田港 VTIS センター(以下、「VTIS センター」という。)

◎連絡先

• TEL : <u>093-383-0106</u> • FAX : <u>093-383-0116</u>

• E-mail: kvtisc@toyoshingo.co.jp

(2) 場所 : 福岡県京都郡苅田町港町 25-1

(3) 業務時間 : 年中無休·24 時間

1.4 基本方針

港湾施設の円滑な利用と入出港船舶の安全航行を図るため、運航調整の基本ルールを定める。

- (1) 基本ルールは、「苅田港船舶入出港に関する基準」並びに「苅田港南航路幅を超える自動車専用船の航行安全対策」(以下、「入出港基準等」という。)を用いる。
- (2) VTIS センターは、<mark>関係法令(*)</mark>を尊重した基本ルールを基に、運航調整対象水域(以下、「対象水域」という。)で船舶同士が競合すると判断した場合は、運航調整を行う。
- (3) 運航調整対象船舶(以下、「対象船舶」という。)及び関係者は相互に協力し合い積極的に従うこと。
- (4) 運航予定を変更する船舶が、既に予定されている他船と調整が必要な場合は、変更する船舶側が調整すること。
- (5) 運航調整の基本ルールは、より適正な運用を目指すため、必要に応じ、関係者と検証を行い、改善を図る。

*関係法令:港湾法、港則法、海上衝突予防法

2. 運航調整に係る諸手続き等

2.1 運航調整に必要な情報

対象船舶及び港湾関係者は、VTIS センターが運航調整を行うに当たり、船舶動静、港湾施設、 運航支援者(*)の手配、港湾工事等の情報を VTIS センターに提供すること。

VTIS センターは、これらの情報を一元化して、管理・運用する。

*運航支援者:水先人、タグボート、係離船作業者

◎ 連絡先

• TEL : <u>093-383-0106</u> • FAX : <u>093-383-0116</u>

• E-mail : kvtisc@toyoshingo.co.jp

2.2 港湾関係者からの情報

(1) 前日までに必要な情報と苅田港運航予定表

1) 港湾関係者は、下表の情報を VTIS センターに提供すること。

※閉庁・休業日の前日は、開庁日・営業日までの情報を提供すること。

港湾関係者	情報の内容	指定時間
苅田港務所	・公共岸壁の利用状況 ・バース会議において周知された事項(第3金曜日) ・その他、港湾施設等の必要な情報	原則として 正午まで
船舶代理店	 ・船舶名、コールサイン、G/T、LOA バース名、着舷側、ETA/ETD等 ・荷物(種類、揚積、数量) ・運航支援者への手配情報 ・補油情報 ・予定喫水 ・クルーリスト 	原則として 正午まで
水先人会	・配乗先の船舶名 ・乗船時刻 ・離着岸港湾施設名 ・入港時の水先人乗船地点情報	16 時 30 分 まで
曳船会社	曳船会社 ・要請された船舶名、時刻、タグボート名等	
係離船会社	・係離船作業を行う船舶名、時刻等	
港湾工事関係者	・作業水域 ・工事開始、終了、中止情報 ・工事用船舶動静情報	16 時 30 分
補油船会社	・作業実施船舶名、時刻等	まで
海上保安部	・勧告等 ・航行安全に関する情報	

2) 変更情報の通報

船舶代理店等関係者は、前記(1)で提供した情報に変更が生じた時は、速やかに、次の港湾関係者に変更通報を行い、変更した情報をVTIS センターに通報すること。

- 苅田港務所
- 運航支援者
- 3) 運航調整と苅田港運航予定表
 - ・VTIS センターは、1) 及び 2) で収集した情報を基に翌日の「苅田港運航予定表」 (以下、「運航予定表」という。) を作成する。
 - ・運航予定表の作成過程で、対象船舶が対象水域で競合する場合は、基本ルール(3.5)にて後述)に基づき関係者と当該船舶の運航調整を行う。
 - ・調整後の「運航予定表」は WEB ページ上に、毎日 17 時頃、アップロードし、関係者への情報の共有を図る。
 - → URL: https://www.kanda.port-schedule.jp/

(2) 当日に必要な情報と調整・確認方法

1) 変更情報の通報

次の港湾関係者は前日の予定情報に変更が生じた場合、速やかに、VTIS センターに変更通報を行うこと。

- ① 船舶代理店
 - 船舶の運航予定時刻
 - ・運航支援者への手配時刻
- ② 港湾工事関係者
 - ・工事開始/中止/終了等の時刻及び工事内容
- ③ その他関係者
 - ・船舶の運航調整に影響を与える事項
- 2) 変更通報受付後の調整

VTIS センターは港湾関係者からの変更通報に基づき、下記の手順で関係者との調整を行い最適な入出港時刻を船舶代理店等に通知すると共に、「運航予定表」をリアルタイムで更新する。

- ① 対象船舶の対象水域内での行き会い調整
- ② 運航支援者と変更手配時刻等に関する確認

2.3 本船からの情報

(1) 本船との情報疎通のツール

1) 国際 VHF 無線電話

呼出し名称:「かんだポートラジオ」

周波数: 呼出し応答用: Ch16

通信用: Ch07、20、64 (Ch12 14)

2) 船舶電話 (携帯電話) : TEL:093-383-0106

FAX:093-383-0116

※苅田港第一灯浮標から3マイル以内においては、**可能な限り ch16、07 を聴取**し、入出港船舶と VTIS センターとの通信内容の共有を図ること。

(2) 本船との情報交換

- ・苅田港を利用する船舶は、次表に掲げるタイミングで VTIS センターに動静通知等を 行う。
- ・VTIS センターは、必要に応じて運航調整等の情報提供を行う。

表1 動静連絡のタイミングと情報内容

			本船からの	VTIS センターからの
区分		通報時期	通報事項	情報提供等
			 • 前港	IN TAIL IN 1
		・パイロットステー	・パイロットステーション)
		ション到着	到着時刻	・バース情報
		3 時間前	• 航路到着予定時刻	・運航支援者への
		・航路イン	・入港経路	手配情報
	入港前	1 時間前	• 錨地到着予定時刻	• 航行支援情報(*)
		• 錨地到着	入港時の喫水	・海上工事情報等
	通報	1 時間前	・ECDIS 搭載の有無	
			(喫水 10m以上)	
				・バース情報
入		最初の通報時刻が	・同上(正確な到着時刻)	・運航支援者への
港		変更になった時	・旧土(正惟み判相時刻)	手配情報
				• 航行支援情報
			• 投錨時刻	・バース情報
	投錨通報	・投錨終了時	• 投錨位置	・運航支援者への
			• 抜錨予定時刻	手配情報
			・入港経路	
	抜錨通報			バース情報
		• 抜錨開始時	• 航路入航予定時刻	・運航支援者への
			• 入港経路	手配情報
				• 航行支援情報
	着岸通報	・着岸時		・離岸前通報を要請
			· 出港予定時刻	
			▪防波堤通過時刻	
		· 出港 30 分前	▪出港経路	• 航行支援情報
出港	出港前		・出港時の喫水	
冷	通報		· 次港	
		・シングルアップ時	- ・シングルアップ通報	
			· 航路入航予定時刻	・航行支援情報
	移動前		離岸予定時刻	- バース情報
	通報	- 離岸 30 分前	移動経路	• 航行支援情報
移 動	〜			
劉	移動)	・シングルアップ時	・シングルアップ通報	・航行支援情報
	着岸通報	 ・着岸時	 ▪ 着岸時刻	
I				

^{*} 航行支援情報:他船情報や気象、海象等、船舶の航行に必要な情報

[※]水先人、タグボートを要請しない船舶はそれに関連する項目の通報は不要。

3. 運航調整

3.1 運航調整の対象となるケース

次の各項に該当する場合は、運航調整を行う。

- ① 潮汐を加味しないで喫水の10%の余裕水深が確保されていない船舶の入出港回避
- ② 航路内での大型船舶同士の行き会い回避
- ③ 本航路と第2本航路の交差部での出会い回避
- ④ 本航路と南航路の交差部での出会い回避
- ⑤ 航路口での競合回避
- ⑥ 航路と接続する水域での競合回避
- ⑦ 南航路を利用する全長 190m 以上の自動車専用船と入出港船舶の行き会い回避

3.2 用語の定義

(1) 船舶

① 深喫水船舶 : 入出港時の喫水が 10m を超える船舶

② 1L 以上船舶 : 南航路を利用する全長 190m 以上の自動車専用船

③ 定期船舶 : 定期に入出港する大型船舶

④ 大型船舶 : 3,000G/T 以上の船舶

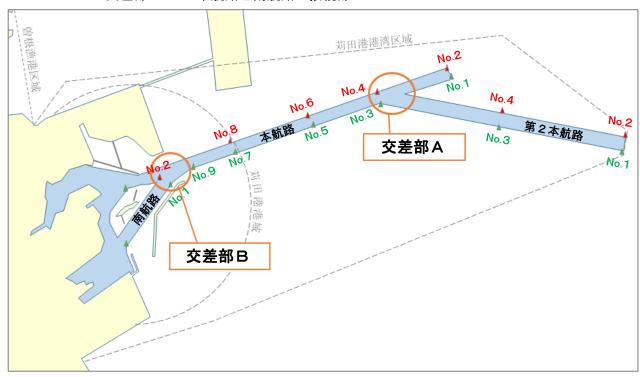
⑤ 小型船舶 : 大型船舶以外の船舶(但し、漁船、汽艇等を除く)

(2) 航路と航路交差部

・航路: 本航路、第2本航路、南航路の3つの航路の総称

・交差部A : 本航路と第2本航路の接続部

・交差部B:本航路と南航路の接続部



3.3 対象船舶

- ① 深喫水船舶
- ② 1L 以上船舶
- ③ 大型船舶相互が航行する場合 ⇒ 関係する大型船舶
- ④ 大型船舶と小型船舶が航行する場合 ⇒ 関係する小型船舶
- ⑤ 小型船舶相互が航行する場合 ⇒ 必要に応じ関係する小型船舶

3.4 対象水域

- ・航路と全ての航路交差部
- ・航路と接続する水域

3.5 運航調整の基本ルール

本基本ルールは原則として、入出港基準等、並びに、リアルタイムな本船動静等を考慮したルールとする。

3.5.1 喫水による調整

VTIS センターは、交信で得られた本船の喫水情報を基に、次の運航調整を行う。

(1) 深喫水船舶

・当日の潮汐情報(*)を提供し、喫水の10%の余裕水深の確保が可能な時間を本船と 確認する。

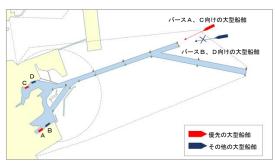
* 第七管区海上保安本部潮汐推算

- ・喫水の 10%の余裕水深が確保できる時間帯を基に、次項、3.5.2 並びに 3.5.3 の調整を行い、入航する。
- (2) 1L 以上船舶
 - ・次項、3.5.2及び3.5.3の調整を行い、入航する。
- (3) 大型船舶
 - ・次項、3.5.2及び3.5.3の調整を行い、入航する。

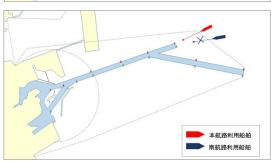
3.5.2 航路入口付近の調整

VTIS センターは、交信並びに動静監視装置(AIS、レーダー、監視カメラ、双眼鏡等)で得られたリアルタイムな情報を基に、次の運航調整を行う。

- (1) 入港船舶相互が競合する場合
- 1) 原則による(通常)場合
 - ① 航路入口到着時刻(以下、「ETA」という。)の順に入航する。
 - ② ETA がほぼ同時刻の入航の場合
 - ・奥のバースの順に入航する。



・本航路と南航路利用船舶が競合する 場合は、本航路利用船舶を優先する。

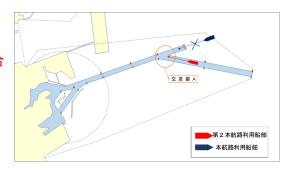


・本航路と南航路利用船舶が連続して 競合する場合は、交互に入航する。例:本航路⇒南航路⇒本航路⇒南航路

本航路利用船舶 南航路利用船舶

③ 交差部 A での出会い防止

・入港時に交差部 A で、対象船舶が競合 する場合は、第 2 本航路利用船舶を 優先する。



2) 原則によらない場合

- ・パイロット乗船、タグボート手配済の船舶を優先する。
- ・代理店同士又は本船同士が合意済みであり、さらに VTIS センターによる安全が確保 されている場合は優先する。
- 3) 大型船舶相互が競合する場合[1)、2)より優先される] ETA 順によらない場合の優先順位は次のとおりとする。
 - ① 深喫水船舶
 - ② 1L 以上船舶
 - ③ 上記以外の第2本航路を利用して入港する大型船舶
 - ④ 定期に入港する大型船舶
 - ⑤ 本航路を利用して入港する大型船舶

(2) 出港船舶相互が競合する場合

- 1) 原則による(通常)場合
 - ① 同地区におけるほぼ同時刻の出港
 - ・航路に近い船舶を優先する。
 - ・離岸後、回頭しない船舶(出船付船)を優先する。
 - ② 本航路利用船舶と南航路利用船舶の 同時出港
 - ・交差部Bを先に通過する船舶
 - ③ 交差部 B での出会い防止
 - ・出港時に交差部Bで、対象船舶が競合 する場合の優先順位は
 - 1. 本航路利用船舶
 - 2. 南航路利用船舶
 - 3. 航路と接続する水域から出港する 本航路利用船舶(航路航行船優先)





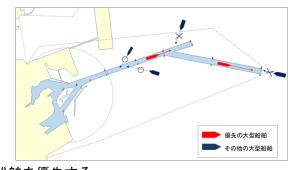
2) 原則によらない場合

- ・パイロット乗船、タグボート手配の船舶を優先する。
- ・代理店同士又は本船同士が合意済みの下、さらに VTIS センターによる安全が確保されている場合は優先する。

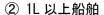
3) 大型船舶相互が競合する場合[1)、2)より優先される]

出港予定時刻(以下、「ETD」という。)順によらない場合の優先順位は次のとおりとする。

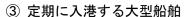
- ① 深喫水船舶
- ② 1L 以上船舶
- ③ 定期に入港する大型船舶
- ④ 上記以外の大型船舶
- (3) 入出港船舶が競合する場合
- 1) 原則による(通常)場合
 - ・出港船舶を優先する。



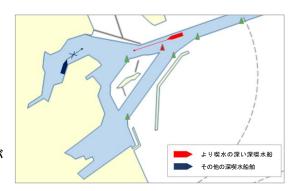
- 2) 原則によらない場合
 - ・パイロット乗船、タグボート手配済の船舶を優先する。
 - ・代理店同士又は本船同士が合意済みの下、さらに VTIS センターによる安全が確保されている場合は、それを優先する。
- 3) 大型船舶相互が競合する場合[1)、2)より優先される] ETA 及び ETD 順によらない場合の優先順位は次のとおりとする。
 - ① 深喫水船舶
 - ・深喫水船舶相互の場合は、 より喫水の深い大型船を優先する。
 - ・相互の船舶間で優先順位の合意が 成立している場合は、それを優先する。



・1L以上船舶相互間で優先順位の合意が 成立している場合は優先する。



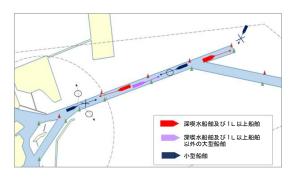
④ 上記以外の大型船舶



3.5.3 小型船舶への協力依頼

- (1) 深喫水船舶及び 1L 以上船舶の入出港時
 - ・深喫水船舶及び 1L 以上船舶が航路内で 競合する場合は、小型船舶が回避 する。

(VTIS センターがその情報を提供する。)



- (2) 深喫水船舶及び 1L 以上船舶以外の大型船舶の入出港時
 - ・大型船舶の航路航行を優先し、反航する小型船舶は航路の右寄りの安全な水域を航 行する。

3.5.4 その他 (港則法の準用航法)

- (1) 航路内の航法
 - ・小型船舶は航路内において、大型船舶の追越し又は並走を行わない(港則法第14条第2項、第4項)。ただし、大型船舶の合意を得た場合はこの限りではない。
 - ・ 航路内では右側を航行する(港則法第14条第3項)。
- (2) 航路と航路外の航法
 - ・ 航路航行船舶を優先する(港則法第14条第1項)。

4. 入出港の中止及び停泊、錨泊の禁止

- 4.1 入出港の中止(入出港基準等)
 - (1) 本航路利用船舶
 - ・原則として、平均風速 12m/sec 以上、視程 1,000m以下の時は入出港を中止する。 ただし、海難を避ける場合を除く。
 - (2) 1L 以上船舶
 - ・原則として、平均風速 10m/sec を超える時、視程 1,000m未満の時は入出港を中止する。
- 4.2 港内及び航路内での停泊及び錨泊の禁止(入出港基準等)

港内及び航路内では、停泊及び錨泊はしない。ただし、海難を避ける等のやむを得ない事由による場合は、船舶の責任において港内の安全が確保される場所に停泊又は、錨泊する。この場合、停泊等の場所を VTIS センターに報告し、VTIS センターからの助言が有る場合はそれを考慮する。

4.3 北九州空港周辺海域における荒天時の錨泊自粛について(第7管区海上保安部) 内容は別添参照

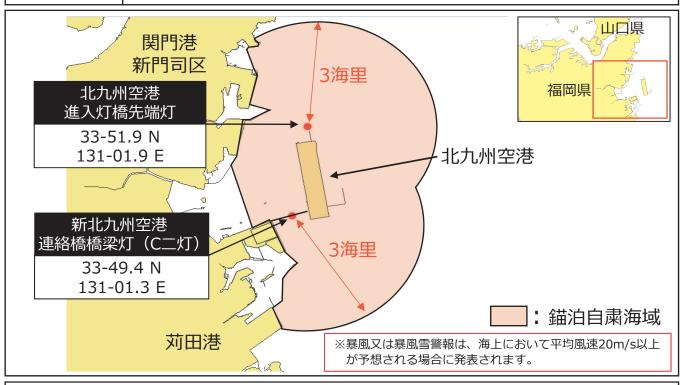
5. 付則

令和 2 年 3 月 1 日 制定 令和 2 年 6 月 1 日 一部改訂 令和 3 年 1 月 1 日 一部改訂

北九州空港周辺海域における 荒天時の錨泊自粛について

荒天時における走錨に起因する海難を防止するため、令和元年8月1日から、 福岡県京都郡苅田町において暴風又は暴風雪警報※が発表された時から同警報 が解除されるまでの間、「北九州空港(進入灯橋先端灯及び連絡橋橋梁灯)か ら3海里以内の海域 | における「錨泊 | の「自粛 | をお願いします。

自粛海域	北九州空港進入灯橋先端灯及び新北九州空港連絡橋橋梁灯(C二灯)から 3海里(約5.5キロメートル)の範囲(下図参照)
自粛期間	福岡県京都郡苅田町において暴風又は暴風雪警報が発表された時から、同 警報が解除されるまでの間
対象船舶	総トン数100トン以上の船舶
内容	錨泊自粛海域内において錨泊しないこと
周知方法	第七管区海上保安本部から、航行警報、海の安全情報、AISメッセージ、インターネットホームページ等により周知します。





第七管区海上保安本部 交通部航行安全課 Tel 093-322-1211 門司海上保安部 航行安全課 苅田海上保安署

Tel 093-321-0398

Tel 093-436-3356